

2025 年 8 月

お客さま各位

株式会社 荘内銀行

インターネット投資信託サービス「荘銀投信ダイレクト」 「電子交付サービス利用規定」改定のお知らせ

日頃は格別のご高配を預かり厚くお礼申し上げます。

このたび荘内銀行では、お客さまの利便性向上のため、インターネット投資信託サービス「荘銀投信ダイレクト」における「電子交付サービス利用規定」を下記のとおり改定いたします。

上記改定に伴う、電子交付サービスの対象書面も合わせてお知らせします。

記

1. 改定日

2025 年 9 月 26 日（金）

2. 改定内容

別紙記載のとおり

3. 電子交付サービスの対象書面

変更日：2025 年 9 月 26 日（金）

No.	書面	現在	変更日以降
1	取引報告書	○	○
2	証券投資信託 取引残高報告書	○	○
3	ご案内書（分配金）	○	○
4	ご案内書（償還金）	—	○
5	証券投資信託 再投資報告書	○	○
6	運用報告書	○	○
7	定時定額買付サービスご契約内容のご案内	—	○
8	非課税口座内上場株式等払出通知書	—	○
9	お客様にご負担いただいた費用・報酬のお知らせ	—	○
10	適格請求書（インボイス）	—	○
11	非課税期間終了のお知らせ	—	○

※今後、電子交付サービスの対象書面については、弊行ホームページにてお客さまへお知らせします。

以上

<<お問い合わせ先>> 投資信託サポートセンター

フリーダイヤル トウシン ミニナル

 0120-104-327

【受付時間】平日9:00～19:00

「電子交付サービス利用規定」新旧対照表

改定日 2025年9月26日

※アンダーライン：改定箇所

改定後	現行
<p>5. 電子交付書類の種類</p> <p>(1) <u>本サービスにより電子交付する書類は、金融商品取引法その他の法令においてお客さまに交付することが義務付けられている書類及びその他の当行がお客さまに交付する書類のうち、本サービスの対象として当行が定め、当行ホームページに掲示した書類とします。</u></p> <p>(2) <u>対象書類に新たな書類を追加する場合は、当行は当行ホームページへの掲示によりお客さまにその旨告知します。</u></p>	<p>5. 電子交付書類の種類</p> <p>契約者が、本規定により電子交付を利用できる書類（以下、「電子交付書類」といいます。）は、「金融商品取引法」、「投資信託及び投資法人に関する法律」等に定められている交付すべき書類のうち、以下の書類（以下、「目論見書等」といいます。）とします。他の書類については、郵送で交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>目論見書（交付目論見書）</u> ・ <u>目論見書補完書類</u> ・ <u>取引報告書</u> ・ <u>再投資報告書</u> ・ <u>分配金報告書</u> ・ <u>取引残高報告書</u> ・ <u>運用報告書</u>
<p>9. 解約等</p> <p>(省略)</p>	<p>9. 解約等</p> <p>(省略)</p>
<p>(3) <u>書類交付の申出と手続き</u></p> <p>① <u>契約者は、当行所定の手続きにより、電子交付に代えて書類による交付を希望する旨を申し出ることができます。</u></p> <p>② <u>当行は、前項の申出を受け付けた後、システム上の手続きが完了し次第、書類による交付に切り替えます。なお、手続きの完了には相応の日数を要する場合があります。</u></p>	<p>(3) (追加)</p>

以上